破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２４０号

新潟県長岡市不動沢720番地２、住民票上の住所新潟県新潟市東区船江町２丁目22番15―49号

債務者　西澤　重男

1　決定年月日時　平成23年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　船山　尚吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月17日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第８９３号

大阪府岸和田市土生町２丁目21番15号

債務者　熊取谷英和

1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐山　昌己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２７５号

宮崎県日向市南町86番地５

債務者　樋口　正裕

1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第８５３号

兵庫県尼崎市若王寺１丁目12番５号　テラスハウス若王寺３号、前住所兵庫県尼崎市久々知２丁目14番８号

債務者　谷間建設こと　谷間　正道

1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中園江里人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３６８号

宮崎市大字赤江205番地　第２関屋コーポ301号

債務者　細川　香織（旧姓福留）

1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　好成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２５８号

札幌市中央区南５条西23丁目１番23―201号

債務者　山口　恭明

1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　作間　豪昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６４０号

愛知県春日井市六軒屋町西３丁目３番地15　カーサ・六軒屋307号

債務者　曽根川賢一

1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　環樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１５号

長崎県長崎市風頭町３番24号

債務者　結城　英太

1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清川　光秋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７１８号

札幌市中央区南４条西10丁目1004番地１　南４条ユニハウス206号

債務者　本間　裕一

1　決定年月日時　平成23年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　敦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月16日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８６０号

北海道江別市野幌松並町７番地の11　セブンコート101

債務者　太田　史

1　決定年月日時　平成23年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　亜林
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０５０号

札幌市豊平区豊平３条３丁目１番28―915号

債務者　矢野　正浩

1　決定年月日時　平成23年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　悟志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９０号

福島県郡山市喜久田町字入ノ内38番地の186　レジオン・ドヌールⅠ101号

債務者　吉田　秀才

1　決定年月日時　平成23年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾形　昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１６７４号

京都府八幡市男山石城１番地―Ｂ43―207、前住所大津市石山寺４丁目24番10号100

債務者　山川　時彦

1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　住田　浩史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８７４号

埼玉県川口市中青木２丁目８番19号、前住所埼玉県川口市戸塚３―28―23　307号

債務者　齊藤　正修

1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９３３号

さいたま市岩槻区府内２丁目22番34号

債務者　菅原　勝宏

1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月27日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４３５号

大分県別府市大字南立石1853番地の２

債務者　日名子英明

1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森脇　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１３６５号

名古屋市名東区牧の原１丁目1404番地　リリカル７―601号

債務者　福ケ迫善彦

1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鮎澤　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部